

給特法制定の背景と制定までの経緯

給特法・教職調整額の取扱いが大きな議論となっています。

あらためて、1971 年(昭和 46 年)に成立した給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)が制定された背景やその経緯について、みていきましょう。

野川 孝三 (教育総研特別研究員)

当時の教員の給与

1948 年(昭和 23 年) 公務員の給与制度改革→1 週間の拘束時間の長短に応じた給与を支給
教員の給与については…

教員の勤務の特殊性から、1 週 48 時間以上勤務するものとして、一般公務員より一割程度高い
給与が支給されることとなったため、時間外勤務手当は支給されないこととされた。

→当時の文部省では超過勤務を命じないよう指導。

「教員の勤務時間について」(昭和 24 年 2 月 5 日発学第 46 号文部事務次官通達)

(抄)

三 超過勤務について

- (1) 勤務の態様が区々で学校外で勤務する場合等は学校の長が監督することは実際上
困難であるので原則として超過勤務は命じないこと。

1957 年(昭和 32 年) 等級別の給与体系に移行

→この等級別俸給表は毎年改訂され、俸給表の構成も種々改正される過程で、従前の教員給与の
有利性が必ずしも明確ではなくなった。そのため、人材確保等の必要性から、教員給与につい
ての改善が求められていた。

頻発する超勤訴訟

教員の超過勤務については原則としてこれを命じない指導方針がとられてきたが、実際は、教員
が勤務時間外にわたって仕事を行うことが全国的に常態化していた。その結果、時間外勤務手当
の支給を求めるいわゆる「超勤訴訟」が全国一斉に提起された。

1968 年(昭和 43 年)前後の超勤訴訟の例 (提訴日)

北海道	昭和 43 年 7 月 30 日/鳥取県	昭和 43 年 6 月 20 日/群馬県	昭和 42 年 9 月 25 日
島根県	昭和 43 年 2 月 23 日/千葉県	昭和 45 年 9 月 24 日 /高知県	昭和 43 年 3 月 31 日
新潟県	昭和 43 年 3 月 15 日/福岡県	昭和 43 年 5 月 9 日/長野県	昭和 41 年 7 月 18 日
宮崎県	昭和 43 年 3 月 28 日/静岡県	昭和 41 年 1 月 8 日/鹿児島県	昭和 43 年 4 月 11 日
三重県	昭和 43 年 4 月 16 日/京都市	昭和 43 年 12 月 25 日/京都府	昭和 43 年 12 月 25 日
北九州市	昭和 43 年 5 月 14 日		

これらの訴訟の判決では、教員に超過勤務の観念を認めることはその労働の性質と相容れないも
のではなく、超過勤務に対しては、時間外勤務手当を支給すべき、としているものがあつた。

参考：最高裁の判例 ※判決の時期は給特法制定以後

時間外勤務手当等請求事件（昭和四七年四月六日最高裁第一小法廷判決）

…職員会議に出席することが教職員の職務の範囲に属するものであり、…被上告人らに対して事実上の拘束力をもつものであるとする原審の判断は、正当として首肯しうるところである。してみると、本件時間外勤務に対しては、…時間外勤務手当の支給を拒むことができないとした原審の判断は、結局正当であり、…

時間外勤務手当請求事件（昭和四七年一二月二六日最高裁第三小法廷判決）

…本件における各学校行事、職員会議等に参加することが被上告人ら教職員の職務の範囲に属するものであり、また、被上告人らに対する各所属学校長の本件時間外勤務命令の拘束力につき、右命令がされた当時客観的に法規に反し明白に無効なものであるとまではいいえない以上、被上告人らは上司の職務上の命令としてこれに服従せざるを得ないような立場に置かれているものと解すべきが当然であるとした原判決の認定判断は、正当として首肯することができる。してみると、…本件時間外勤務をした被上告人ら教職員についても時間外勤務手当請求権は認められるべきであるとした原審の判断は、結局正当である。

給特法制定までの経緯

1966年度 (昭和41年度)	教職員の勤務状況の 実態調査の実施 人事院が教員の時間外勤務手当の問題について指摘をし、これを契機に当時の文部大臣と人事院総裁との会談が行われ、「教員の勤務の実態を明確にする必要がある、両者協力して、調査、検討する必要がある」趣旨の確認が行われ、調査が実施された。
1968年 (昭和43年)	「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」を国会へ提出 上記調査結果に基づき、 時間外勤務手当に代えて勤務時間の外を評価した教職特別手当を支給すべく法律案を提出したが、廃案となった。
1971年 (昭和46年)	給特法が成立 2月の人事院の意見の申出を受け、文部省は、 教員の勤務について勤務時間の内・外を区別せず、包括的に再評価する教職調整額を支給し、時間外勤務手当制度を適用しないこととする給特法（「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案」）を作成、国会へ提出した。 5月にその法案が国会で成立した（翌年より施行）。

※この後、**教職への人材誘致の見地から優遇措置が必要**という観点から、1974年（昭和49年）に「**人材確保法**」（学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法）が制定され、教員給与の改善が図られた。

.....
次回は、人材確保法制定当時の具体的な教員給与の改善内容についてみていきたいと思います。